

⑫膨大な災害廃棄物の処理促進

■具体的な施策等

- 有害物質のモニタリング調査等

有害物質のモニタリング調査等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	環境省
節	(3)	
項	⑫	作成年月
目	(i)	平成 27 年5月
これまでの取組み		
<p>1. アスベスト大気濃度モニタリング調査等</p> <p>被災地において、倒壊した建築物の解体作業等によるアスベストの飛散により、国民の健康への悪影響や生活環境の悪化が懸念されたため、平成 23 年度からアスベストに関する緊急的モニタリング調査を実施している。平成 26 年度には、福島県を対象に、95 地点でアスベストの大気濃度調査を実施し、結果を公表した。また、平成 23、24 年度に、被災地における石綿ばく露の現状を把握するため、岩手県、宮城県及び福島県を対象に聞き取り調査等を実施し、その結果を取りまとめ、調査を終了した。</p> <p>2. 海洋環境モニタリング調査</p> <p>被災地において、津波による廃棄物の海洋への流出や油汚染等により、国民の健康への悪影響や生活環境の悪化が懸念されたため、平成 23 年度は、有害物質等による環境汚染の有無・程度等の被災地の環境に関する基礎的な情報を対象に、水環境（海洋環境、閉鎖性海域）の緊急的モニタリング調査を実施した。また、海洋環境については、経年的な状況を把握するために平成 23 年度から継続してモニタリング調査を実施し、結果を随時公表した。</p> <p>3. その他有害物質等に関するモニタリング調査</p> <p>被災地において、被災した工場等からの有害物質の大気・公共用水域（河川・海域）・地下水・土壌等への漏出により、国民の健康への悪影響や生活環境の悪化が懸念されたため、平成 23 年度において、有害物質等による環境汚染の有無・程度等の被災地の環境に関する基礎的な情報を対象に、大気環境、水環境（公共用水域、地下水、海洋環境、閉鎖性海域）、土壌環境等の緊急的モニタリング調査を実施した。また、残留性有機汚染物質等の経年的な状況を把握するために、平成 23 年度から 3 年間、被災地の沿岸域において水環境等のモニタリング調査を実施し、結果を公表して調査を終了した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>1. アスベスト大気濃度モニタリング調査</p> <p>アスベストの大気濃度調査を実施し、住民等の安全・安心の確保に向けたより一層の飛散・ばく露防止施策の推進を図る。福島県を対象とし、平成 27 年度は約 60 地点で実施し、結果がまとまり次第公表予定。</p>		

2. 海洋環境モニタリング調査

海洋環境については、平成 25 年度に引き続き、汚染状況の経時的な変化を監視するため、青森県沖から福島県沖において年 2 回程度の調査を実施し、結果がまとまり次第随時公表予定。また、震災起因洋上漂流物による海洋環境、生態系等への影響に関する調査を実施する。

中・長期的(3年程度)取組み

被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供する必要から環境モニタリング調査等を実施する。

期待される効果・達成すべき目標

モニタリング調査等の実施により、被災地周辺における有害物質等による環境汚染の状況を把握し、飛散及びばく露防止対策の推進を図るとともに、国民への迅速な情報提供により不安を解消することで復旧・復興に資する。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

(平成 27 年度予算)

・環境モニタリング調査 788 百万円【復興特会】の内数